

自然公園法附則第10項等に基づく法定受託事務実施に関する申出状況

2007.3.1現在

都道府県名	状況	関係国立公園	対象区域	実施期限等
北海道		知床、阿寒、釧路湿原、利尻礼文サロベツ、大雪山、支笏洞爺		
青森県		十和田八幡平		
岩手県		十和田八幡平、陸中海岸	全域	平成16年3月廃止
宮城県		陸中海岸	全域	
秋田県		十和田八幡平	十和田八幡平国立公園のうち八幡平地域のみ	平成16年3月廃止
山形県		磐梯朝日	全域	
福島県		磐梯朝日、日光	全域	
栃木県		日光	日光国立公園のうち那須塩原地域のみ	
群馬県		日光、上信越高原	全域	
埼玉県		秩父多摩甲斐	全域	
東京都		秩父多摩甲斐、富士箱根伊豆、小笠原	全域	
神奈川県		富士箱根伊豆		
新潟県		日光、上信越高原、中部山岳、磐梯朝日	全域	
富山県		中部山岳、白山	全域	
石川県		白山	全域	
福井県		白山	全域	
山梨県		富士箱根伊豆、秩父多摩甲斐、南アルプス	全域	
長野県		上信越高原、秩父多摩甲斐、中部山岳、南アルプス	全域	
岐阜県		中部山岳、白山	全域	
静岡県		富士箱根伊豆、南アルプス	全域	
三重県		伊勢志摩、吉野熊野		
京都府		山陰海岸		
兵庫県		瀬戸内海、山陰海岸		
奈良県		吉野熊野	全域	平成18年3月廃止
和歌山県		吉野熊野、瀬戸内海	全域	平成15年3月廃止
鳥取県		山陰海岸、大山隠岐	全域	
島根県		大山隠岐	全域	平成16年3月廃止
岡山県		大山隠岐、瀬戸内海	全域	
広島県		瀬戸内海		
山口県		瀬戸内海	全域	
徳島県		瀬戸内海		
香川県		瀬戸内海	全域	平成19年3月まで
愛媛県		瀬戸内海、足摺宇和海	全域	平成17年3月廃止
高知県		足摺宇和海		
福岡県		瀬戸内海	全域	
長崎県		西海、雲仙天草	全域	
熊本県		阿蘇くじゅう、雲仙天草		
大分県		阿蘇くじゅう、瀬戸内海	全域	平成16年3月廃止
宮崎県		霧島屋久	全域	
鹿児島県		霧島屋久、雲仙天草	全域	
沖縄県		西表		

状況欄の 印は、法定受託事務実施都県。空欄は、法定受託事務を実施していない県を表す。